

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料

- ・ 第253回 令和4年8月18日開催  
〔鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部  
県内市町村新型コロナウイルス感染症対策本部  
合同会議〕

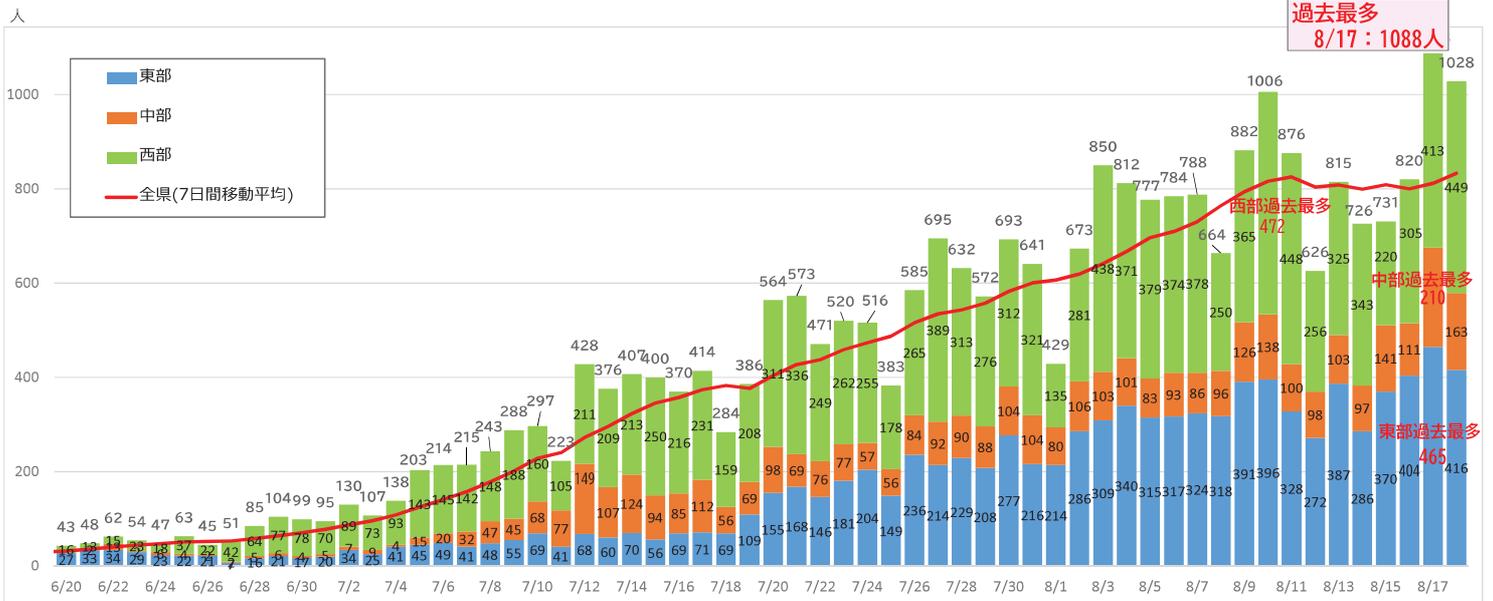
新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

# 鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第253回） 県内市町村新型コロナウイルス感染症対策本部 合同会議

- 日時：令和4年8月18日（木）午後3時30分から
- 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）
- 出席：知事、副知事、統轄監
  - 新型コロナウイルス感染症対策本部事務局、危機管理局、総務部、福祉保健部、子育て・人財局、生活環境部、教育委員会（テレビ会議参加）
  - 東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター
  - 鳥取市保健所長
  - 各市町村長
  - 鳥取大学医学部 千酌教授（アドバイザー）
- 議題：
  - (1) 県内の感染状況について
  - (2) その他

## 新規陽性者数の推移

【公表日ベース】



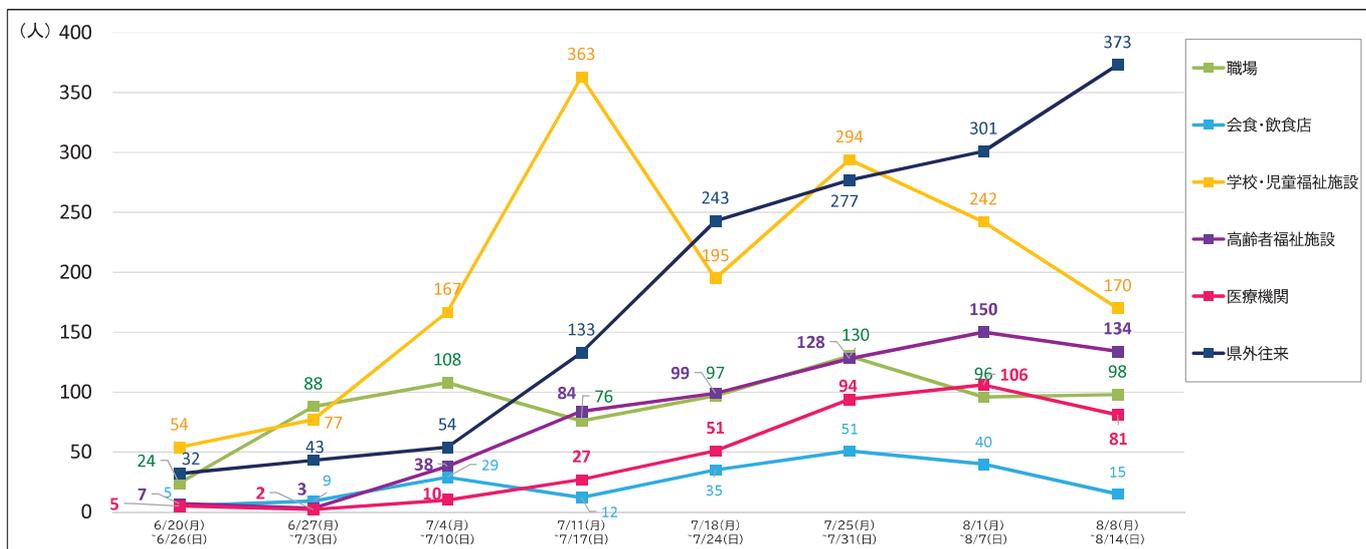
6/20～8/18保健所ごとの累計発表陽性者数

管轄保健所	鳥取	倉吉	米子	全県計
累計陽性者数	9,811	4,201	13,127	27,139

## 推定感染経路別の推移

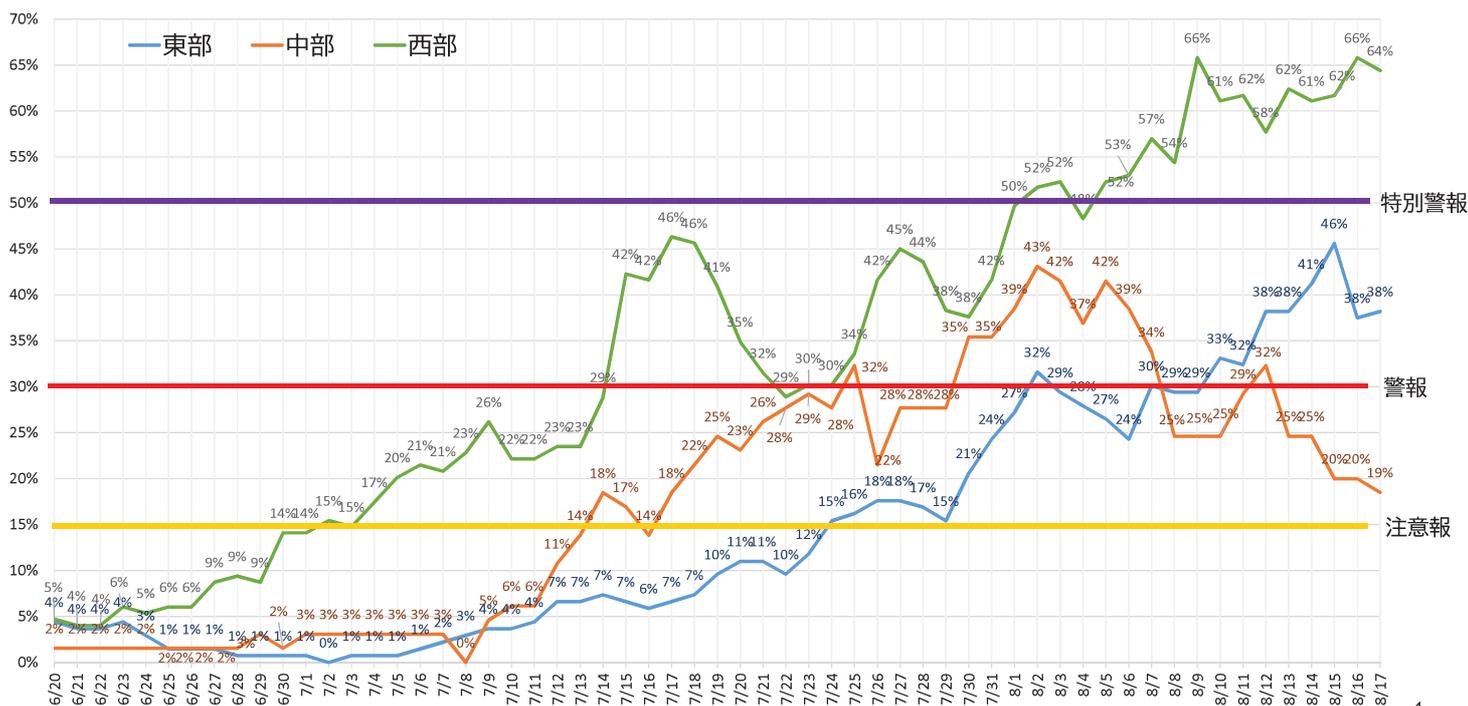
【公表日ベース】

- 県外往来が要因とみられるものが増加
- 高齢者福祉施設や医療機関で引き続き感染が多い
- 学校・児童福祉施設は、夏休み期間のため減少傾向であるが、保育所や児童クラブ、部活動での感染拡大が見られる



3

## 病床使用率の推移



4

# オミクロン株の新系統変異株の状況

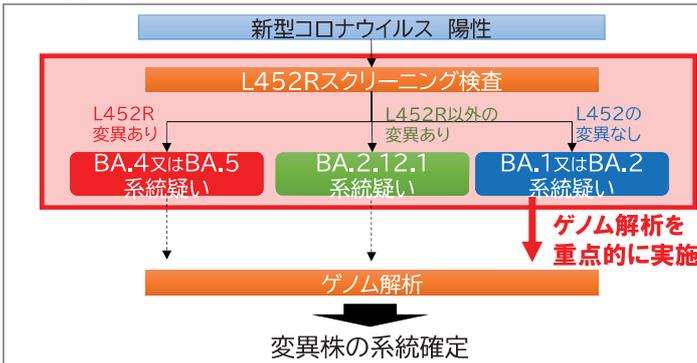
○県内は**9割以上**が「**BA.4又はBA.5系統疑い**」(変異株スクリーニング)

▶**ほとんどがBA.5系統**(ゲノム解析)

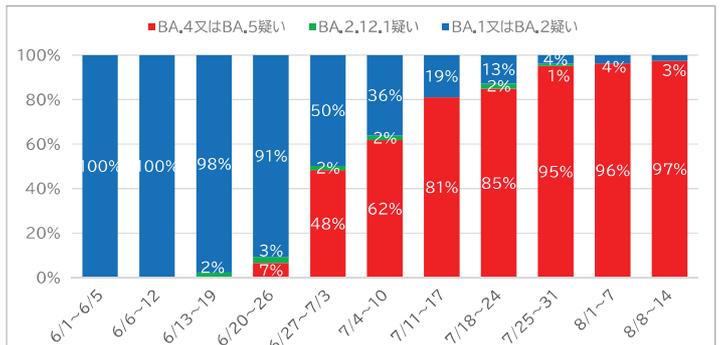
○現時点で県内では「**BA.2.75系統**」は未確認。引き続き変異株モニタリングを実施

※「BA.2.75系統」(別名ケンタウロス):2022年6月にインドで初報告。国内でも神戸、東京、大阪、山口などで検出。感染力が3倍強いとの研究報告もある。

## <変異株スクリーニング検査スキーム>



## <L452R変異株スクリーニング検査結果の推移>



5

## 感染急拡大特別嚴重警戒メッセージ

お盆等の県外往来やイベントを通じた感染者の増加による感染が急拡大し、福祉・医療施設等のクラスター発生が続くなど、医療提供体制への負荷が急速に高まっています

今まで県民を挙げて取り組んできた**基本的な感染防止対策を徹底**していただくことが大切です

**御自身・大切な人の命と健康や生活・経済・雇用を守るために**、一人ひとりがメリハリのあるマスク着用、密を避ける、エアロゾルを意識した換気や消毒の徹底など**感染防止対策を徹底**しましょう！

鳥取県 鳥取市 米子市 倉吉市 境港市 岩美町 若桜町 智頭町 八頭町 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 日吉津村 大山町 南部町 伯耆町 日南町 日野町 江府町 。

# 医療・療養体制の強化

- 【病院】
- 入院対象の重点化と救急要請即応病床の確保  
※重点医療機関において緊急性が高い患者を必ず受け入れる病床の確保等を要請
  - 後方支援病院の受入への協力

- 【診療・検査医療機関】
- 検査・投薬等で初期医療を展開
  - 重症化等の危険のある陽性者、クラスターに関係する陽性者の情報を保健所に連絡
  - 対面診療の拡充

## 【社会福祉施設】



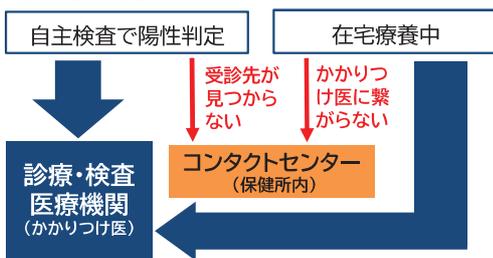
- 各施設の嘱託医・協力医等による積極的な往診・投薬等の協力

- 【在宅療養】
- 家族みんなで健康システム（検査キット活用）の開始・在宅療養時の遠隔診療等
  - 脱水症などの重症化予防(特に小児)のため、在宅療養者への経口補水液の補給支援を開始
- ⇒ **病院長会議、県医師会理事会において、本日緊急要請**

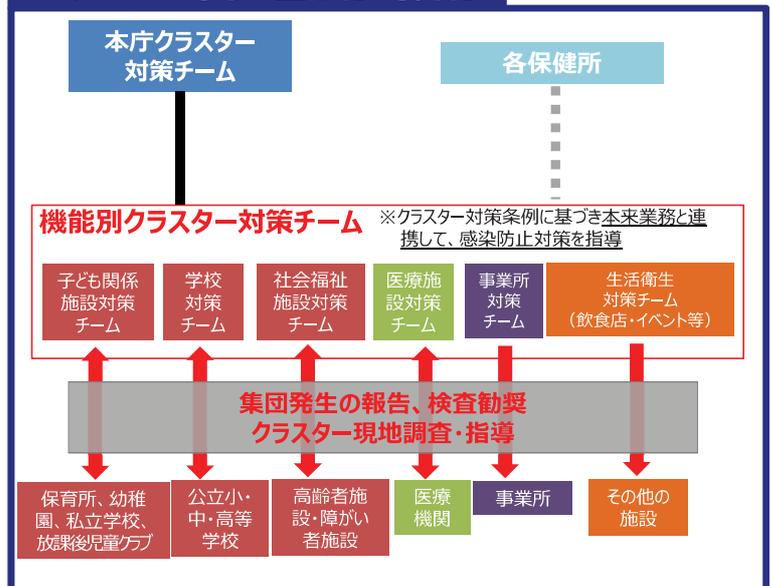
# 感染急拡大期に対応した特別体制

## 健康観察

- **陽性者向け「コンタクトセンター」を保健所内に設置（8/18～）**
  - ・症状悪化時にかかりつけ医に繋がらない場合に連絡 → **適切に医療に繋げる**
  - ・希望者にパルスオキシメーター等を配布
- **かかりつけ医・保健所等が療養中の健康観察を実施**



## クラスター対応の重点化・専門化



<8/16 全国知事会と加藤厚生労働大臣との意見交換会>  
加藤大臣から「全数把握について大幅な見直しに向けた検討を行う」との表明あり

# 感染急拡大に対応した検査推進

お盆期間中、多くの診療所が休診したため、感染急増期対策として軽症状者に抗原検査キットを配布  
 ➔ 軽症者の検査需要の受け皿を設けることで、ハイリスク者の診療・検査体制を確保



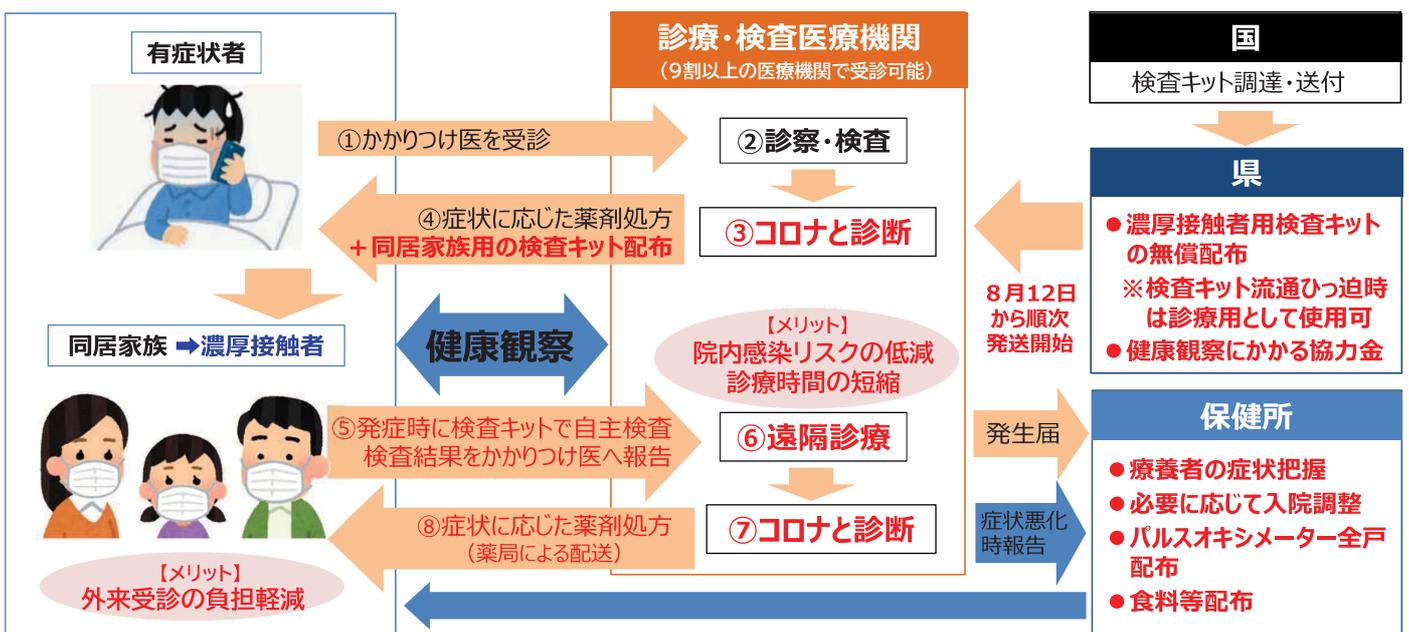
【参考】お盆期間中の稼働実績

区分		8/11(木)	8/12(金)	8/13(土)	8/14(日)	8/15(月)	8/16(火)	計
受診相談受付	受診相談センター	137	130	219	194	241	141	1,062
	県コロナ対策本部	11	22	35	54	62	57	241
	計	148	152	254	248	303	198	1,303
抗原検査キット配布	東部	-	-	12	56	20	8	96
	中部	-	-	3	6	8	3	20
	西部	-	-	11	84	42	27	164
	計	-	-	26	146	70	38	280

## 検査推進対策

- ◆ 有症状者へ抗原検査キットを土・日に配布 (8/27(土)から開始)
- ◆ 家族みんなで健康システムの開始 (医療機関での検査キット配布)
- ◆ 無料検査・社会福祉施設等の検査助成の延長へ (8月31日→9月末まで)

# 鳥取方式で在宅療養「家族みんなで健康システム」



- ・ 県内全域で感染者が急増している中、順次学校が再開します。
- ・ 県民すべての**命と健康**を守るため、今まで以上の緊張感を持って感染防止対策の徹底を図りましょう。

### ◆対策の重点ポイント

#### ◎健康観察等のより一層の徹底

- 体調不良・風邪症状等の場合は絶対に出校・出勤せず、速やかに医療機関を受診
- 県外往来等、感染の不安がある場合は、無料PCR検査を積極的に利用



#### ◎エアロゾル感染防止に向けサーキュレーター等を使用し空気の流れを確保した換気の徹底

- 授業中 → 常時窓等を開けて空気の流れを確保し、数分間の窓開け換気の実施を徹底
- 部活動 → 体育館における活動においても、適切な換気を徹底

### ◆特別警報の場合の具体的対応

#### 1 授業等への対応

- 分散登校やオンラインによる授業等の実施、始業式はオンライン実施等により密を回避
- エアコン使用時も常時窓等を開け、サーキュレーター等を使用し空気の流れを確保した換気を徹底



#### 2 学校行事への対応

- 学校祭、球技大会等は、感染防止対策を徹底して実施（無観客）又は延期・中止を検討
- 県外からの講師招へいは、リモート形式又は延期の検討

11

### ◆警報の場合の具体的対応

- 1 マスクの着用や換気の徹底など、基本的な感染防止対策のさらなる徹底
- 2 感染状況によっては、特別警報と同様の対応を検討・実施

### ◆部活動への対応

- 感染症対策ガイドラインに沿って、より一層の感染防止の徹底を図る
  - ・ 活動中以外のマスクの着用を徹底（休憩中、ミーティング中 等）
  - ・ 体育館における活動においても、適切な換気を徹底
  - ・ 部室等利用時の感染防止対策の徹底  
（利用人数、換気、飲食禁止や会話を控える等）



- 活動時間の短縮の検討・実施
- 共用物の定期的な消毒の徹底
- スポーツにおける接触する練習等の回避を検討・実施
- 特別警報の場合は、県外の学校との練習試合等について、延期又は中止の検討

12

**保育所・幼稚園や放課後児童クラブは、夏休み後も継続して開所しています。引き続き、感染対策を徹底し、子どもたちをコロナから守りましょう。**

- ◆ 施設では正しいマスクの着用を促し、マスク着用の難しい園児については手洗い・消毒等を徹底しましょう。職員はゴーグルや眼鏡、フェイスシールドも活用しましょう。
- ◆ 子ども同士の接触をなるべく避けた保育活動をお願いします。
- ◆ 風の流れを意識した十分な換気、送迎バスも2方向の窓を開けて空気を入れ替えを。
- ◆ 職員の健康管理を徹底し、体調不良時に休みやすい環境づくりをお願いします。  
⇒感染の心配がある場合は、積極的に無料PCR検査やPCR補助金を活用しましょう。
- ◆ 施設内に陽性者が複数名いる前提で、意識レベルをあげて感染対策をお願いします。

### 【保育所等(クラスター事例)】

- ・ 食事時は外したマスクをすぐに装着できるようにテーブルの上に置く、プールでは入水直前までマスクを着用するなど、マスクを外す時間を減らす対策
- ・ 合同保育を行う場合は、マスク着用(概ね3歳以上児)とマスク未着用(概ね2歳児以下)の空間を分け、おもちゃ等を共有しない

### 【放課後児童クラブ(点検結果)】

- ・ 食事の際は黙食を徹底、パーテーション設置等により飛沫感染対策
- ・ エアコン使用時も2方向の窓を開け、30分に1回、5分程度窓を大きく開けて換気
- ・ 石鹸と流水による30秒以上かけての手洗い
- ・ ロッカーから物の出し入れする時の密対策、児童同士の距離の確保、グループ分け・班分けの対策
- ・ 体調不良児を休養させる場合の使い捨てシート、フェイスシールド、ガウンの使用

13

社会福祉施設でのクラスターが、日々発生しています。基本的な感染対策を徹底するとともに、BA.5に対応する特別な対策の実行をお願いします。

**○帰省家族等から職員、利用者への感染防止に一層注力をお願いします。**

### 夏休み期間感染予防緊急対策

期 間：令和4年8月10日～8月31日

対 象：職員がホテル等に自主隔離するための宿泊費用等を負担する社会福祉施設・医療機関経営者。  
(入院協力医療機関については別途助成制度があるため除く。)

助成額：一人あたり一日6,000円以内を全額補助。

**○施設内での感染拡大を防止するため、職員家族が陽性となった場合、感染可能期間(過去2日間)に当該職員と接触のあった職員・入所者に対しPCR検査又は抗原検査をその後3日間継続して実施。**

### PCR検査等支援事業補助金

期 間：9月30日まで支援の拡充を延長。 ※職員の家族にも範囲を拡大します。

対 象：職員、職員家族、利用者のPCR検査等を行う社会福祉施設、医療機関等。

拡充内容：補助率10/10、施設内一斉検査、家族陽性時の3日間検査も対象。

**○冷房中でも、換気のため、2か所以上の窓を常時10cm程開放してください。**

14

院内感染の多発で、医療提供体制維持への影響が懸念されています。家庭内感染からの職員持ち込み事例が目立つこと、エアロゾル感染が懸念されるなど、**BA.5系統の特性を踏まえた対応について、今一度、各医療機関において点検、対策の実行をお願いします。**

### ◆家庭内感染による職員からの持ち込み防止の徹底

- ・職員の日々の健康管理、出勤前の健康チェック、体調不良時の出勤見合わせの徹底
- ☆職員の家族の体調不良時において、家族の陰性が確認されるまでの出勤見合わせの検討(⇒直近の院内感染事例より)
- ・職員の家族が陽性となった時点で、感染可能期間(過去2日間)に当該職員と接触のあった職員・患者に対しPCR検査又は抗原検査を、その後3日間継続して実施(県10/10補助制度の活用)
- ➔PCR検査等補助金の拡充を9月末まで延長します。加えて、補助対象を職員家族にも拡大します。
- ・夏季期間中の感染予防緊急対策(自主隔離)の積極的活用(一人あたり一日6,000円以内全額補助)

### ◆エアロゾル感染対策の実施

- ・院内感染が疑われる場合にはN95マスクの常時着用等、感染対策のレベルアップを早期に実施
- ☆空気の流れを確認し、スタッフステーションや休憩室にレッドゾーンからの空気が流れ込まないための工夫(⇒直近の院内感染事例より)
- ☆防護服の着脱など基本的な感染対策の定期的な確認(⇒直近の院内感染事例より)

15

**お店や自宅での会食など、人が集まる場面での換気や黙食・マスク会食等の感染対策を徹底してください**

### 会食など人が集まる場面の感染対策のポイント

- **ご家庭でもお店でもエアコン中も換気の徹底を**
  - ・ エアコン使用中も2方向の窓・ドアを開けるなど空気の流れを意識した換気の徹底を！
  - ・ 窓開け換気は、数分間、窓・ドアを全開に！
  - ・ 飲食店でも、機械換気(換気扇)に加えて窓開け換気が重要。CO2モニターの活用も効果的！
- **大人数を避けるなど密は絶対避ける**
  - ・ 定員以上の人を部屋に入れる・狭い部屋で会食を行うなど密な空間での会食は控えましょう！
  - ・ ホームパーティでも、密にならないような規模(人数・部屋の広さ)での実施を！
- **黙食・マスク会食の徹底**
  - ・ 親しい間柄でもパーテーションを外したり・大騒ぎは控えてください！
  - ・ 乾杯・回し飲みは控えましょう！
- **無料検査や体調管理による感染の流入防止**
  - ・ 少しでも体調がすぐれない場合は、会食に参加しない。飲食店は従業員を無理せず休む・休ませる
  - ・ 夏休み・お盆等で普段合わない友人等との会食前には検査で陰性確認を

16

**人が集まるイベントの開催に当たっては、  
開催について慎重に判断し、準備段階から感染防止対策の徹底をお願いします。  
※イベント前後の会合等についても万全の感染対策をお願いします。**

## 1 人の集まるイベント開催の慎重な検討

- ・ 換気が難しい・密回避ができない等、感染対策が十分に徹底できない場合は、延期・中止・規模縮小等の検討
- ・ イベント前後の会合における万全の感染防止対策の徹底(特に会食を伴う場合は認証店を利用し黙食・マスク会食を徹底)

## 2 準備段階を含めた感染対策の徹底・強化

- ①来場者への対策
  - ・ 屋台・出店等での密集回避や入場制限、入場時の検温(発熱等の症状がある者の参加を断る)
  - ・ 来場者へマスクの常時着用・大声を出さないなどの呼びかけを強化(屋外で十分な距離が確保できる場合を除く)
- ②換気の徹底
  - ・ 屋内イベントについては、広めの会場で十分な換気対策(換気扇による常時換気、エアコン使用時も窓開け換気)
  - ・ 控室・更衣室を含めエアコン使用時の窓開け換気の徹底
- ③出演者・スタッフの対応
  - ・ 出演者・スタッフの体調確認・体調不良時は参加させない
  - ・ 県外からの出演者は、来県前にPCR検査の受検を推奨

## 3 届け出の徹底

- ・ 100人以上のイベント開催は県への感染防止安全計画の届出(500人以上のイベントは県による事前点検を実施)

17

県営会場をはじめ、お住まいの市町村の集団接種会場・個別医療機関では、接種できる体制が整っています。感染が拡大する中、現時点での最良の手段として、今あるワクチンを速やかに接種してください。

**→小児接種の努力義務化を踏まえ、県・市町村が連携して9月以降も若年者等の  
接種機会の拡充を進める** ※集団接種会場の拡充、ワクチンバスの活用 など

### 【ワクチン接種の効果】

感染を予防する効果があること以外にも、万一感染した場合、(1)軽症で終わる、(2)多量のウイルスを抱える期間が短く、他人に移しにくい、(3)なにより全身に広がらず、後遺症を避けられる可能性が高い

### <8月末までの県営接種会場>

[東部] 新日本海新聞社(8月27日):18歳以上 ※一部ノバボックスでも接種可

[中部] 倉吉シティホテル(8月19,20日):18歳以上 ※19日は夜間実施

倉吉市人権文化センター(8月20日):12~17歳

倉吉市内コミュニティセンター(社・西郷地区)(8月27日):18歳以上

[西部] イオンモール日吉津(8月20,21,27,28日):小児・12~17歳・18歳以上

米子産業体育館(8月26日):18歳以上 ※夜間実施

### <8月末までの小児、12-17歳の市町村集団接種会場>

鳥取市、米子市、北栄町、日吉津村、大山町、日野町

小中高生の皆さん  
新学期が始まる前に  
ぜひワクチン接種を！



18

## 保健所の応援体制

**感染者の急増に対応できる応援体制により、保健所機能を維持**  
(専ら保健所業務に従事する職員を380人/日⇒400人/日へ増強)

- ✓ **保健所応援特別強化期間(8月中)は、可能な限り通常業務を先送りし、全職員を挙げて保健所業務応援を実施中**
- ✓ **現地応援のため、本庁から各保健所への派遣職員を順次増強**

○**現地応援業務 ⇒感染急拡大期に対応した特別体制に伴い順次派遣職員を増強**

- ・機能別クラスター対策チームの派遣
- ・陽性者向け「コンタクトセンター」への応援派遣
- ・鳥取市保健所管内の陽性者増に応じて必要な人員を県から派遣 等

○**県庁におけるリモートによる応援業務 ⇒本庁等の全職員体制で実施中**

- ・疫学調査の電話聞取
  - ・在宅療養者に対する電話説明
  - ・療養証明発行業務
  - ・HER-SYS（感染者等情報把握・管理システム）による在宅療養者等の健康観察
- ※各業務の外部委託化を引き続き推進する

## みなさんの力で救急医療を守りましょう

新型コロナの感染拡大で、救急外来を受診する患者さんが増えており、重症患者の診療に影響が出ています。医療機関の適切な利用にご協力ください。

### [通常の診療時間に受診しましょう]

- 夜間や休日の救急外来は、緊急の入院や手術などが必要な重症患者の対応に備えています。
- 夜間や休日は検査体制が整っておらず、**急を要さないPCR検査は実施できません。**
- 無症状の方は無料検査をご利用ください。**

### [症状に応じた利用を心がけましょう]

- 体調が悪い時は、まずはかかりつけ医に相談するなど、通常の診療時間内に受診しましょう。  
※発熱等の症状がある場合は、事前に医療機関に電話で相談し、受診方法を確認しましょう。
- 時間外で医療機関に相談できない場合は、新型コロナウイルス感染症に関しては受診相談センターを、その他の疾患の場合は救急ダイヤルの電話相談を利用しましょう。

**受診相談センター 0120-567-492**(毎日9時から17時15分) ファクシミリ 0857-50-1033

その他の時間:東部 0857-22-8111、中部 0858-23-3135、西部 0859-31-0029

その他の疾患 とっとりおとな救急ダイヤル #7119 こども救急ダイヤル #8000

- 無料検査は、感染に不安を感じる県民であれば誰でも受検できます。
- 現在、県内99ヶ所の無料検査所において検査実施中です。  
お近くの検査所へご予約ください。不明な点はコールセンターへご相談ください。  
※東部:41ヶ所、中部:24ヶ所、西部:34ヶ所 新型コロナウイルス感染症特設サイトに会場一覧を掲載  
※鳥取県無料検査コールセンター ☎0570-783-563 (土日含む毎日、9時~17時)
- 無料検査事業は9月30日まで延長**しますので、ご活用ください。

## 感染拡大傾向時の一般検査事業

不特定多数の方と接触するなど、感染リスクの高い行動をされた方は、積極的に受検をお願いします。(特措法第24条第9項による受検要請)



## ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業

- ✓ 旅行・帰省等で検査が必要な方にも、ご利用いただけます。
- ✓ イベントなどを安心・安全に開催していただくため、参加者全員への事前検査に対する支援制度を是非ご活用ください。



21

## 県内全域に「感染急拡大嚴重警戒情報」を発出中

新規陽性者数が予想を上回る勢いで急拡大していることから、**県内全域に「感染急拡大嚴重警戒情報」を発出**しています。

高齢者施設、医療機関での感染が増加し、医療がひっ迫し始めています。

また、県外往来や放課後児童クラブ、保育施設でも感染が増えています。換気やマスクの着用、密を避けるなど、特別の感染対策をお願いします。

地域	区分	備考
県内全域	感染急拡大嚴重警戒情報	8/10~

## 「鳥取県版 新型コロナ警報」（8月18日現在）

**西部地区に「特別警報」、東部地区及び中部地区に「警報」を発令しています。**

BA.5の極めて感染しやすい特性から、県民の皆様には、高い緊張感をもって感染対策の徹底をお願いします。

地域	発令区分	備考
東部地区	警報	8/4～
中部地区	警報	8/2～
西部地区	特別警報	8/4～

<目安:最大確保病床使用率> 注意報(15%超)、警報(30%超)、特別警報(50%超) (3日連続した日の翌日から)  
 <最大確保病床使用率(8/17)> 東部( 38.2 %)、中部( 18.5 %)、西部( 64.4 %)  
 ⇒西部地区は、高いレベルで推移しており、医療への負荷が増大しています。

23

## 「レベル分類」の本県独自の判断指標状況

コロナ医療が必要な人へ提供でき、一般医療の制限には至っていない状況であることから、本県の状況は、総合的な判断により「レベルⅡ」

※レベルⅡ:新規陽性者数が増加傾向。一般医療と新型コロナ医療の負荷が生じはじめているが、病床数増加でコロナ医療が必要な人へ適切な医療ができています

Ⅲ:一般医療を相当程度制限しないと、コロナ医療が必要な人への適切な医療ができない

判断指標	数値(8月17日現在)	本県独自目安 (状況を踏まえ総合的に判断)		
		Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
新規陽性者数(対人口10万人/週)	1,054.2人 (5,834人/55.3万人×10万人)	50人/週	150人/週	250人/週
最大確保病床使用率	45.7% (160/350床)	15%	50%	80%
重症病床使用率 (重症者以外が使用している場合も計上)	2.1% (1/47床)	—	50%	

参考指標	数値(8月17日現在)
療養者数(対人口10万人/週)	1,357.0人 (7,510人/55.3万人×10万人)
PCR陽性率(直近1週間)	37.8% (5,834人/15,426件)
感染経路不明割合(直近1週間)	確認中

24

## クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況

疫学調査及び現地確認等の結果、条例に定める新型コロナウイルス感染症のクラスター（5人以上の患者集団）が以下のとおり発生したことが8/17（水）に確認されたため、条例に基づき対応する。

### 1 クラスターと認められた施設等及び陽性者数

番号	発生施設等	特定施設	所在地等	陽性者数	陽性者確認日
333	医療機関	○	鳥取市	12名	8/4～12
334	事業所	○	米子市	12名	8/9～16

### 2 患者対応

陽性者は、入院または在宅療養を行う。

※速やかに発生要因について現地調査し、感染防止対策の指導・助言を行う。

25

## クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（333例目）

### 医療機関

陽性者数	所在地
患者及び職員12名	鳥取市
<b>まん延防止のための措置（第6条）</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の名簿を保健所に提出し、名簿に基づき全ての者の検査を実施した。</li><li>県は、条例に基づき、施設管理者に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求め、施設管理者は、施設の性質を考慮し、陽性者が使用していた箇所の消毒及び感染防止対策を行い、運営を継続している。</li></ul>	
<b>公表について（第7条）</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。</li></ul>	
<b>必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）</b>	
今後、鳥取県感染制御専門家チーム及び院内感染緊急対策チーム等の立ち入りを行い、再発防止に向けて、感染防止対策の点検調査及び指導を実施していく。	

26

# クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（334例目）

## 事業所

陽性者数	所在地
従業員12名	米子市

### まん延防止のための措置（第6条）

- 施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の名簿を保健所に提出し、保健所はその名簿に基づき全ての者の検査を実施した。
- 県は、条例に基づき、施設管理者に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求め、当該施設は、その性質を考慮し、陽性者が使用していた箇所の消毒及び感染防止対策を行い、事業を継続している。

### 公表について（第7条）

- 施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。

### 必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）

今後、クラスター対策特命チーム及び鳥取県新型コロナウイルス感染症対策専門家チームの立ち入りをを行い、再発防止に向けて、感染防止対策の点検調査及び指導を実施していく。

27

## 鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例（抄）

（まん延防止のための措置）

第6条 県内の施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、当該施設の設置者、所有者、若しくは管理者又は当該施設を使用して開催される催物を開催する者（以下「施設使用者」という。）は、直ちに、感染症予防法第27条から第33条までの規定により実施される措置と相まって、当該施設の全部又は一部の使用を停止するとともに、積極的疫学調査の的確かつ迅速な実施に協力（全ての従業者、利用者又は参加者に対する連絡を含む。）し、及び当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特定施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、施設使用者は、県と協議の上、直ちに当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講ずるものとする。

（公表）

第7条 知事は、県内の施設において、施設使用者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合において、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要があると認めるときは、発生した時期、施設又は催物の名称その他のクラスターが発生した施設又は催物を特定するために必要な事項及び当該施設又は催物におけるクラスター対策の状況を公表するものとする。ただし、施設使用者の協力によりクラスターが発生した施設又は催物の全ての従業者、利用者又は参加者に対して直ちに個別に連絡を行った場合は、この限りでない。

（必要な措置の勧告）

第8条 知事は、第6条第1項に規定する場合において、施設使用者が正当な理由がなく直ちに同項の規定による適切な措置をとらないときは、当該施設使用者に対し、期間を定めて当該施設の全部又は一部の使用の停止その他の当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策を適切に講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告に係る施設又は催物について、当該勧告に従って新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策が適切に講じられたと認めるときは、直ちに、当該勧告を中止しなければならない。

3 知事は、第6条第2項の規定による協議を受けるとき並びに同条第3項の規定による協力金の給付、前条第1項又は第4項の規定による公表、第1項の規定による勧告及び前項の規定による勧告の中止をするときは、業種又は施設の種別ごとに県内の関係団体等により定められた新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するための対策に関する指針であって知事が別に指定するものを参酌するものとする。

28

## 感染を責めることは誰にもできません

**感染者や医療従事者に対する、心ない言動や誹謗中傷、いじめ、詮索などの行為は、絶対にしないようにしましょう。**

新型コロナウイルスと闘う患者・家族、そして、治療にあたる医療従事者に対する誹謗中傷や、不確かな情報を基にした情報の発信・拡散や詮索などの不当な行為は、人権を侵害する行為です。このような行為は絶対に行わず、地域全体で感染者等を温かく包み込むとともに、医療従事者をはじめ新型コロナ治療や社会機能維持のため頑張る方々に感謝し、応援しましょう。

**ワクチン接種をしていない方に対する、差別的行為は絶対にしないようにしましょう。**

ワクチン接種をしていない方への差別的行為も人権を侵害する行為です。ワクチン接種は本人の意思に基づくものであり、病気など様々な理由でワクチン接種をできない方もいらっしゃいます。接種の強制はしないようにしましょう。

**障がい、病気等によりマスクをつけられない方への配慮をお願いします。**

触覚・嗅覚等の感覚過敏などの障がいや病気等によりマスクを着けたくてもつけられない方がいらっしゃいます。不当な差別や偏見につながることはないよう、県民の皆様のご理解をお願いします。

**感染したことで悩んだら、下記に相談してください。**

<こころとからだの相談窓口>

相談機関	受付時間	電話	FAX
いのちの電話相談	12:00~21:00 (土日祝を含む)	0857-21-4343	—
県立精神保健福祉センター	8:30~17:15 (土日祝を除く)	0857-21-3031	0857-21-3034
鳥取市保健所		0857-22-5616	0857-20-3962
中部総合事務所倉吉保健所		0858-23-3127	0858-23-4803
西部総合事務所米子保健所		0859-31-9310	0859-34-1392

29